

一般廃棄物(し尿及び生活雑排水)処理手数料の見直し

I し尿収集処理手数料の改定案

収集量の推計

(kl)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
し尿 浄化槽汚泥	46,262	40,634	37,407	34,315	33,339	30,630	29,425	28,048	26,811	25,690
R2~R4の平均								26,850		



1単位:36ℓに換算 745,831単位

◆H25~H30は実績値 R元年度以降は推計値

し尿収集車両 1台・1か月当たりの収集経費

科目	金額(円)	構成比(%)	内訳
① 人件費	503,469	53	給料・賞与・諸手当・社会保険料等
② 福利厚生費	20,452	2	退職積立金・被服費等
③ 車両費	188,929	20	車両減価償却費・公租公課・保険料等
④ 流動費	120,054	13	修繕費・燃料費・消耗品費等
管理経費	108,278	12	事務諸経費(①～④合計×13%)
合計	941,182	100	

し尿収集原価

1台1か月当たり 収集経費(円) A	稼働台数(台) B	年間収集経費(円) C=A×B×12	年間収集量 (単位) D	収集原価(円) C/D	前回収集 原価(円)
941,182	24.77	279,756,938	745,831	375.09	350.59

※稼働台数は、車両ごとの長野市分業務割合、稼働日数割合から算出

前回比較

6.99%

アップ

◆収集原価(単位当たり) $375.09 \times 1.1 = 412$ 円(現行378円) ⇒ +34円 改定率8.99%

改定案

区 分		金 額	
		現行額	改定額
従量制	1単位36ℓまでごと	378	412
定額制	基本料(1世帯につき)	63	68
	人数割料(1人につき)	405	441
	月2回以上(1回につき)	445	485
	便槽2箇所以上(1箇所につき)	311	338
特別加算料	40m以上60m未満	311	338
	60m以上	429	467

Ⅱ 生活雑排水処理手数料の改定案

清掃基数の推計

(基)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
簡易浄化槽 清掃基数	15,049	12,945	11,173	9,514	8,297	7,371	7,026	6,444	5,931	5,472
R2～R4の平均								5,949		

◆H25～H30は実績値 R元年度以降は推計値

生活雑排水収集車両 1台・1か月当たりの収集経費

科目	金額(円)	構成比(%)	内訳
① 人件費	511,998	52	給料・賞与・諸手当・社会保険料等
② 福利厚生費	20,074	2	退職積立金・被服費等
③ 車両費	225,731	23	車両減価償却費・公租公課・保険料等
④ 流動費	105,174	11	修繕費・燃料費・消耗品費等
管理経費	112,187	12	事務諸経費(①～④合計×13%)
合計	975,164	100	

生活雑排水収集原価

1台1か月当たり 収集経費(円) A	稼働台数(台) B	年間収集経費(円) C=A×B×12	清掃基数 (基) D	収集原価(円) C/D	前回収集 原価(円)
975,164	1.63	19,074,208	5,949	3,206.29	2,969.84

※稼働台数は、稼働日数割合から算出

前回比較

7.96%

アップ

◆収集原価(1基当たり) $3,206.29 \times 1.1 = 3,526$ 円(現行3,207円) ⇒ +319円

改定率9.95%

改定案

簡易浄化槽 容量	費用総額 A	市補助金 B	手数料(A-B)	
			現行額	改定額
100ℓ未満	1,627	814	738	813
100ℓ以上150ℓ未満	2,115	1,058	961	1,057
150ℓ以上200ℓ未満	2,603	1,302	1,181	1,301
200ℓ以上50ℓごとの加算額	488	244	221	244

- ◆ 定期清掃(※汚泥の収集運搬)を促進するため、市の補助により手数料を軽減している。
- ◆ 負担割合は、「行政サービスの利用者の負担に関する基準」を参考に公益・私益性の度合いを勘案し、50%となっている。

Ⅲ 今後のスケジュール

令和元年 9～10月	第3回審議会専門部会(⇒必要に応じて)
10月	審議会 ・専門部会からの報告 ・答申案審議
10月	市長へ答申
12月	市議会(条例改正案提出)
令和2年 4月1日	条例施行(新手数料)

前回(H29)改定時の審議会への報告・答申

別紙1 専門部会から審議会への報告

別紙2 市長への答申

【別紙2】 1 答申に当たっての基本的な考え方

(1) 下水道の普及に伴い、し尿・生活雑排水の収集量の減少と収集世帯の散在化は著しく、手数料収入の減少と収集コストの増加により、収集事業者の経営は厳しさを増しており、収集事業者の経営努力を尊重しつつ、更により一層の効率化を求めるとともに、行政の責務として、災害時を含め適正な収集体制と確実な行政サービスの提供の確保を図る必要がある。



現在の状況

- ・過去に比べ減少率は緩やかになってきているが、収集量の減少・収集世帯の散在化は進行しており、収集事業者の経営は年々厳しさを増している
- ・一般廃棄物の処理責任は市にあり、確実な処理(し尿等収集)が求められる
- ・下水道整備が概成し、今後は人口減少による収集体制の縮小が見込まれるが、災害時に最低限の収集車両が確保できるよう、施策を検討する必要がある

【別紙2】 1 答申に当たっての基本的な考え方

(2)【前段】

生活雑排水処理手数料については、昨年本審議会において、「公共下水道への接続促進のため、接続可能な供用開始区域において、生活雑排水処理手数料を引き上げることは必要である。」と答申をしたところであるが、今回の改定に併せて検討した結果、下水道の整備途上につき、対象者が変動することから、判別が困難なため、差を設けることについては見合わせるものとし、引き続き対象者の状況を把握し、慎重に検討していく必要がある。



現在の状況（現行補助制度の継続）

- ・生活雑排水処理手数料は、収集原価の50%を市が補助することで算定しており、手数料の引き上げは、この補助率を削減することにより実施することになる
- ・下水道接続の平均工事費は約85万円であり、年間数千円の補助金を削減することが有効な下水道接続促進策となるとは考えづらい
- ・経済的理由や高齢者世帯で下水道接続ができない方等に対しては引き続き補助が必要となるが、未接続世帯には接続できない何かしらの事情があり、補助が必要な対象者は少なくないと考えられる
- ・水環境の保全を目的として定期清掃を促すための補助制度であり、手数料の引き上げにより、定期清掃を取りやめる家庭が出ることが懸念される

【別紙2】 1 答申に当たっての基本的な考え方

(2)【後段】

また、生活雑排水簡易浄化槽の設置により、水環境の保全に貢献している公益性と自身の排水という私益性を勘案して、本市の「行政サービスの利用者の負担に関する基準」を参考に改めて利用者負担の在り方を検討した結果、現行約4割の負担割合を5割に引き上げるべきである。

なお、3か年を掛けて引き上げるなどの激変緩和措置を講ずることが望ましい。



現在の状況(現行補助制度の継続)

- ・平成29年度から3か年を掛け補助率を変更し、令和元年度から負担割合を5割に引き上げた
- ・水環境の保全に貢献している「公益性」と、自身の排水という「私益性」を勘案して補助割合・負担割合を5割としたものであり、この割合を継続する

【別紙2】 3 附帯意見

- (1) 利用者を含め市民全体に丁寧な説明に努めること。
- (2) 収集事業者には、より一層の効率化を求めること。
- (3) 平常時に加え、災害時における迅速、かつ、確実な収集体制の確保に努めること。
- (4) し尿収集については、今後もより一層収集量の減少が見込まれるため、安定した収集体制の確保が必要であることから、委託料の算定を単価契約から総価契約への移行を検討すること。
- (5) 生活雑排水については、利用者個別の状況の把握に努めるとともに水質汚濁防止法の趣旨に基づき、水環境の保全の大切さを周知すること。



現在の状況

- ・(1)、(3)について、今後においても変わりなく「努める」必要がある
- ・(4)の総価契約とは、委託料を収集量の実績で算定する単価契約ではなく、年間の収集業務を総額で請負う形態。安定した収集体制を確保するため、業務量の実績ではなく、最低必要となる人員・車両を維持するための費用を算定して契約。収集体制を確保するため、収集量の減少を見極めつつ、移行時期・算定方法等の検討が必要であり、移行に際しては(2)の収集事業者の効率化も求められる
- ・(5)について、水環境の保全のため、現行の補助制度(5割)を維持する